

一般社団法人慶應義塾大学医学部外科学教室同窓会（刀林会）  
広報委員会規則

**第1条（名称）**

この委員会は、刀林会広報委員会（以下、「本委員会」という）と称する。

**第2条（目的と業務）**

- 1 本委員会は、一般社団法人慶應義塾大学医学部外科学教室同窓会（以下「本法人」という）の広報活動を目的とする。
- 2 本委員会は、前項の目的達成のため、次の業務を行う。
  - (1) 本法人会機関紙『刀林』の編集と発刊、原則として年2回（6月及び12月）
  - (2) 本法人会ホームページ（以下、「HP」という）の管理
  - (3) その他、前項の目的達成に必要な手段

**第3条（構成）**

- 1 本委員会は、刀林新聞編集委員会（以下、「編集委員会」という）及びHP小委員会より成る。
- 2 編集委員会委員の構成は、原則として、次の通りとする。
  - (1) 一般・消化器外科、脳神経外科、心臓血管外科、呼吸器外科及び小児外科から選出された在職中の教員（助教以上）各1名
  - (2) 本教室関連施設に勤務する会員1ないし2名
  - (3) その他、本委員会が必要と認める者
- 3 HP小委員会委員の構成は、前項第2項に準じる。
- 4 本委員会には、担当理事1名を置く。
- 5 本委員会委員長は、本委員会及び編集委員会を統括する。
- 6 HP小委員会委員長は、本委員会委員長のもとで、HP小委員会を統括する。
- 7 本委員会委員長及びHP小委員会委員長は、本法人会理事長が本法人会会員の中から指名し、本法人会理事会の承認を得るものとする。
- 8 編集委員会委員及びHP小委員会委員は、それぞれ、本委員会委員長及びHP小委員会委員長が、本法人会会員の中から推薦し、本法人会理事会の議を経て、理事長が委嘱する。
- 9 本委員会委員長及びHP小委員会委員長は、委員の中から副委員長を選任することができる。
- 10 委員長、副委員長及び委員の任期は、評議員のそれに準じる。
- 11 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

#### **第4条（運営）**

- 1 本委員会委員長は、原則として、毎年2回以上の定例委員会を招集し、会議の議長を務める。
- 2 HP小委員会委員長は、毎年4回以上の定例委員会を招集し、会議の議長を務める。
- 3 本委員会委員長及びHP小委員会委員長は、必要に応じて、臨時委員会を招集することができる。
- 4 担当理事は、本法人理事会の提案を委員会ないし委員長に伝え、また、委員会の審議経過及び議決結果を理事会に報告する。
- 5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 6 委員会は、委員の過半数の出席（委任状を含む）を以て成立する。
- 7 委員会の議決は、出席者の過半数を以て決する。ただし、可否同数の場合は、委員長がこれを決する。

#### **第5条（委員会議事録）**

委員会開催後は、議長が議事録を作成し、議長とともに議事録署名人2名が署名するものとする。議事録は、本法人理事長が保管する。

#### **第6条（規則変更）**

本規則は、本委員会構成員の3分の2以上（委任状を含む）の議決を経て、本法人理事会の承認を受け、変更することができる。

#### **附則**

- 1 本規則は平成27年6月21日に施行
- 1 本規則は令和4年3月23日に改定